

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日 年 月 日
	所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (ふりがな) _____ (電話) _____	事業種目	前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)
法人名 (ふりがな) _____	代表者名 (ふりがな) _____	経理責任者名 (ふりがな) _____	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の		道府県民税 特別法人事業税 の予定申告書 ※	

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (㉘の金額)	⑧	兆 十億 百万 千 円	0.0	前事業年度の法人税割額 (㉙の金額)	①	兆 十億 百万 千 円	0.0
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				予 定 申 告 税 額 (㉚×前事業年度の月数)			
所得割額 (㉛×前事業年度の月数)	⑨	兆 十億 百万 千 円	0.0	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	兆 十億 百万 千 円	0.0
付加価値割額 (㉜×前事業年度の月数)	⑩	兆 十億 百万 千 円	0.0				
資本割額 (㉝×前事業年度の月数)	⑪	兆 十億 百万 千 円	0.0				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				この申告により納付すべき法人税割額 (㉚-③)			
収入割額 (㉞×前事業年度の月数)	⑫	兆 十億 百万 千 円	0.0	均 等 割 額 算定期間中において事務所等を有していた月数 円× $\frac{㉟}{12}$	⑤	兆 十億 百万 千 円	0.0
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (㉛×前事業年度の月数)	⑬	兆 十億 百万 千 円	0.0				
付加価値割額 (㉜×前事業年度の月数)	⑭	兆 十億 百万 千 円	0.0				
資本割額 (㉝×前事業年度の月数)	⑮	兆 十億 百万 千 円	0.0	この申告により納付すべき道府県民税額 (㉚+⑥)	⑦	兆 十億 百万 千 円	0.0
収入割額 (㉞×前事業年度の月数)	⑯	兆 十億 百万 千 円	0.0				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業							
付加価値割額 (㉜×前事業年度の月数)	⑰	兆 十億 百万 千 円	0.0	この申告の期間		:	:
資本割額 (㉝×前事業年度の月数)	⑱	兆 十億 百万 千 円	0.0	前事業年度の期間		:	:
収入割額 (㉞×前事業年度の月数)	⑲	兆 十億 百万 千 円	0.0	通算親法人の事業年度の期間		:	:
特別法人事業税額 (㉟の金額)	⑳	兆 十億 百万 千 円	0.0	備考 関与税理士署名 (電話) _____			
特別法人事業税額 (㉟×前事業年度の月数)	㉑	兆 十億 百万 千 円	0.0				
予 定 申 告 税 額 (㉚ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱ + ㉑)	㉒	兆 十億 百万 千 円	0.0				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	兆 十億 百万 千 円	0.0				
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (㉓-㉑)	㉔	兆 十億 百万 千 円	0.0				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	兆 十億 百万 千 円					

		事業年度				法人名													
前事業年度の事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細													
摘要		課税標準		税率 ($\frac{\text{100}}{\text{100}}$)	税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		兆		十億		百万		千		円		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																			
所得割	所得金額総額	兆 十億 百万 千 円					法人税割額												
	所得金額				兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特 寄附金税額控除												
付加価値割	付加価値額総額	兆 十億 百万 千 円					税額控除の超 相当額の超過額												
	付加価値額				兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に 係る控除対象所得税額 等相当額の控除額												
資本割	資本金等の額総額	兆 十億 百万 千 円					外国の法人税等 の額の控除												
	資本金等の額				兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく 法人税割額の控除												
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																			
収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円					租税条約の実施に 係る法人税割額の 控除額												
	収入金額				兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人 税割額 $\text{㉞} - \text{㉟} + \text{㊱} - \text{㊲} - \text{㊳} - \text{㊴}$												
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																			
所得割	所得金額総額	兆 十億 百万 千 円					差引法人税割額												
	所得金額				兆 十億 百万 千 円		前事業年度の特別法人事業税額の明細												
付加価値割	付加価値額総額	兆 十億 百万 千 円					法第72条の2第1 項第1号に掲げる 事業の基準法人 所得割額			兆		十億		百万		千		円	
	付加価値額				兆 十億 百万 千 円		同上に対する 特別法人事業 税額 $(\text{㉞} \times \frac{\text{㉟}}{100})$												
資本割	資本金等の額総額	兆 十億 百万 千 円					法第72条の2第1 項第2号に掲 げる事業の基準 法人収入割額											0.0	
	資本金等の額				兆 十億 百万 千 円		同上に対する 特別法人事業 税額 $(\text{㉞} \times \frac{\text{㊱}}{100})$											0.0	
収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円					法第72条の2第1 項第3号に掲 げる事業の基準 法人収入割額											0.0	
	収入金額				兆 十億 百万 千 円		同上に対する 特別法人事業 税額 $(\text{㉞} \times \frac{\text{㊲}}{100})$											0.0	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																			
付加価値割	付加価値額総額	兆 十億 百万 千 円					合計特別法人 事業税額 $(\text{㉟} + \text{㊱} + \text{㊲} + \text{㊳})$												
	付加価値額				兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基 づく特別法人 事業税額の 控除額												
資本割	資本金等の額総額	兆 十億 百万 千 円					租税条約の実 施に係る特別 法人事業税額 の控除額												
	資本金等の額				兆 十億 百万 千 円		納付すべき 特別法人事業 税額 $\text{㉞} - \text{㉟} - \text{㊱}$												
収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円																	
	収入金額				兆 十億 百万 千 円														
合計事業税額				$\text{㉞} + \text{㉟} + \text{㊱} + \text{㊲} + \text{㊳} + \text{㊴} + \text{㊵} + \text{㊶} + \text{㊷} + \text{㊸} + \text{㊹}$		㊺													
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額				㊻															
事業税の特定寄附金税額控除額				㊼															
仮装経理に基づく事業税額の控除額				㊽															
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				㊾															
納付すべき事業税額				$\text{㉞} - \text{㉟} - \text{㊱} - \text{㊲} - \text{㊳}$		㊿													
の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																		
	所得割	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	兆 十億 百万 千 円														
	資本割			収入割															
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																		
	所得割	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	兆 十億 百万 千 円														
	資本割			収入割															
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																		
					付加価値割	兆 十億 百万 千 円													
	資本割	兆 十億 百万 千 円		収入割															